

[2021年度 秋学期 学部生・大学院生 対象]

家計急変者を対象とした給付制 奨学金の募集について

2021年度の学部生及び大学院生のうち、家計支持者の死亡や失業、廃業などの著しい収入の減少により、家計が急変した学生に対する修学支援を目的とした給付制【返還義務のない】奨学金の募集を行います。以下の出願資格に該当し、本奨学金の利用を希望する方は、『奨学金募集要項』【奨学支援グループホームページからダウンロード】を熟読し、所定の手続きを遺漏なく完了してください。

- 出願資格 -

次のA・Bの条件両方に該当する者

A. 主たる家計支持者（主に学費を負担している父母等）^{※1}が次の①～③のいずれかに該当し、家計が急変したことにより修学が困難となった者^{※2}

※1 非課税世帯又は生活保護世帯については従たる家計支持者でも出願可能

※2 対象となる事由が発生した日から1年を超えない期間（2020年9月21日～書類提出時まで）に発生した事由に限る。ただし、認定留学期間中又は外国語学部におけるスタディ・アブロードの履修期間中は、当該出願期間から除くものとする。また、出願日（出願書類提出日）時点で所属している学部・研究科在学中に生じたものに限る。

①	死亡したとき
②	症候の程度が障害認定等級2級以上の長期療養者となったとき
③	勤務先の倒産により失業したとき、又は自営業であって廃業したとき

B. 2021年度春学期終了時点において、所定の学力基準を満たしている者（※）

※所定の単位数を取得し、かつ所定の評定平均値を上回ること。詳細は『奨学金募集要項』を参照してください。

【奨学金の採用は予算の範囲内で行われるため、上記資格を満たす場合であっても採用されないことがあります】

- 奨学金の給付内容 -

【給付金額】240,000円（12月中旬に給付）

※上記出願資格A-①に該当し、選考の結果「関西大学教育後援会家計急変者給付奨学金」の採用者となった場合は250,000円の給付となります。

※本奨学金は、在学中1回に限り利用できる奨学金です。よって、一度奨学生として採用された者が再度上記出願資格に該当する状況になった場合も再出願できません。

- 『奨学金募集要項』のダウンロード -

学生センター奨学支援グループホームページの「募集要項ダウンロード」より、『奨学金募集要項』をダウンロードし、プリンターから出力してください（9/3からダウンロード可能）。

奨学支援グループホームページ www.kansai-u.ac.jp/scholarship/

※書類の準備等が必要なため、できるだけ早く内容をご確認ください。

- 奨学金出願の流れ -

STEP.1

『奨学金募集要項』の
ダウンロード

9/3(金)～

STEP.2

出願書類の準備

STEP.3

出願書類の提出

9/27(月)

※詳細は『奨学金募集要項』に記載



出願手続きについての詳細（必要手続き、スケジュール、必要書類、出願場所など）は『奨学金募集要項』により確認してください。

なお、『奨学金募集要項』にて案内する受付期日を過ぎての書類提出には応じられません。

また、出願書類に不備・不足がある場合は、選考の対象外となることがありますので、ご注意ください。